

○岡山市有機フッ素化合物による地下水汚染に係る上水道整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において有機フッ素化合物による地下水汚染が判明し、健康への影響が懸念される者に対し、早急に安全な飲用水を確保する手段を支援するため、予算の範囲内において、上水道の整備時に必要な負担金に対し、岡山市有機フッ素化合物による地下水汚染に係る上水道整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山市水道条例（平成9年市条例第72号）第2条第4号に規定する給水装置工事のうち配水管の新設を伴うものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) その者が居住する敷地（岡山市内に限る。）内に存在する飲用に供する井戸（以下「対象井戸」という。）において、岡山市が実施した水質調査によりペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）とペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）の数値を合算した値（以下「PFOS及びPFOA」という。）が暫定指針値を超過していることが確認され、その結果を通知する文書の施行日から1年を経過していない者

(2) 対象井戸がある敷地に、岡山市が水質調査を実施する前から住所を有する者

(3) 対象井戸を除き、敷地内に飲用水を確保する手段がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税に滞納がある者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取り消しを受けた者

(補助金の交付制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一の敷地につき1回とする。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の施工に伴い岡山市水道事業管理者から通知される配水管布設工事の工事負担金（以下「工事負担金」という。）とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額で60万円を上限とする。

2 前項によって得られた額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、この要綱及び規則に定める条項の適用を受けることについて同意したうえで、上水道整備費補助金交付申請書（様式第1号）に岡山市水道事業管理者が通知した配水管布設工事通知書の写しを添えて、工事の着工までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、交付の申請があったときは、必要な審査を行い、適当と認めたときは、上水道整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 市長は、第11条第2項ただし書の規定による未着工に係る工事の報告をもって補助事業者からの申請の取下げとし、その者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第11条 市長は、第9条の規定による交付決定を行った補助事業について、岡山市水道事業管理者に通知するものとする。

2 岡山市水道事業管理者は、前項の規定による通知を受けた補助事業の工事に着工した日から30日以内又は申請した日の属する年度（以下「補助年度」という。）の3月31日のいずれか早い日までに、市長に工事の着工について報告するものとする。ただし、補助年度内に補助事業の工事の着工ができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、未着工に係る工事について、補助年度内に市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告をもって補助事業者からの実績報告とし、上水道整備費補助金確定通知書（様式第3号）により、その者に対し通知するものとする。

（計画変更等の報告）

第12条 岡山市水道事業管理者は、補助事業の計画変更又は中止があった場合、遅滞なく市長に報告するものとする。なお、計画変更は、第11条第1項の規定による通知文書の施行日から工事の着工日までを対象とする。

2 市長は、前項の規定による報告をもって補助事業者からの計画変更等の報告とし、それにより補助金の額が変更となる場合は、その者に対し通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 第11条の規定による補助金の額の確定を受けた者は、速やかに上水道整備費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第14条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要さない。

（補助金の返還）

第15条 市長は、規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し補助金返還命令書（様式第5号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の交付後に第12条第1項の規定による中止の報告を受けたときも、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年6月30日以前に第4条第1項第1号に規定する文書が発出された者が、交付申請した補助金の交付手続の終了をもって、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に岡山市からPFOS及びPFOAの暫定指針値の超過により第4条第1項第1号に規定する文書が発出された者については、この要綱の施行に当たっては、当該文書の施行日は令和7年7月1日とみなす。

様式第 1 号（第 8 条関係）

上水道整備費補助金交付申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所
氏名

岡山市有機フッ素化合物による地下水汚染に係る上水道整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。申請に当たっては、次の各号に同意します。

- (1) 岡山市補助金等交付規則及び岡山市有機フッ素化合物による地下水汚染に係る上水道整備費補助金交付要綱に定める条項の適用を受けること
- (2) この要綱に係る補助事業について、岡山市長が岡山市水道事業管理者に通知すること及び岡山市水道事業管理者が岡山市長に計画変更又は中止の情報提供を行うこと
- (3) 岡山市長が申請人に係る市税が滞納されていないことについての調査を行うこと

補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 額	円
添 付 書 類	岡山市水道事業管理者が通知した配水管布設工事通知書の写し
※ 担 当 課 所 見	

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 4 号（第 1 3 条関係）

上水道整備費補助金交付請求書

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助事業者 住所
氏名

岡山市有機フッ素化合物による地下水汚染に係る上水道整備費補助金交付要綱第 1 3 条
第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	岡山市指令 第 号
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額		円	
補 助 金 の 交 付 確 定 額		円	
今 回 交 付 請 求 額		円	
未 交 付 額		円	
添 付 書 類		上水道整備費補助金交付決定通知書又は上水道 整備費補助金確定通知書の写し	